全国障害者スポーツ大会開催基準要綱細則

- 1 全国障害者スポーツ大会開催基準要綱(以下「本則」という。) 本則「7.実施競技」における競技運営について
 - (1) 個人競技
 - ① 競技は、同一の年齢区分、障害区分別に行い、1組の競技者数は、8名を超えてはならない。
 - ② 競技は、予選は行わず、組単位に1回の決勝競技のみとする。ただし、卓球競技やボウリング競技においては、競技運営に支障のない限り、競技方法の工夫などによって、2回以上の競技を実施するものとする。
 - (2) 団体競技
 - ① 競技は、都道府県・指定都市の代表チーム(以下「チーム」という)による、トーナメント方式とする。
 - ② 悪天候により競技が中断し、継続できない場合には、優勝が2チームでも差し支えない。また、競技運営上支障のある場合には、2チームを3位とし、3位決定戦は行わなくてもよい。
 - (3) 抗議

競技上の抗議は、競技規則による。

- 2 本則「8.参加資格」(2)②における「その取得の対象に準ずる障害」ついて 次の内容確認をもって、各障害者手帳の「その取得の対象に準ずる障害」の証明とする。
 - (1) 療育手帳(愛の手帳、みどりの手帳等)の取得の対象に準ずる障害を認める書類
 - a 児童相談所・知的障害者更生相談所長の判定書の写し
 - b 医師の診断書
 - c 在籍(在学、通所、入所)又は卒業(退所)先の所属長による証明書
 - (2) 精神障害者保健福祉手帳の取得の対象に準ずる障害を認める書類
 - a 自立支援医療(精神通院)受給者証の写し。なお大会申し込み日と大会日程が受給有効期間内あるいは受給更新予定期間内であること。
 - b なお、手帳の交付を受けている者で、手帳の更新・紛失等により写しを添付できない者は精神保健福祉センター所長の精神障害者保健福祉手帳交付済に関する証明書をもって手帳の交付を受けている者とみなす。
 - (注) 手帳の交付を受けている者は手帳による手続きを優先すること (2-(2)b も含む)。その際には大会申し込み日と大会日程が手帳の有効期間内あるいは更新予定期間内であること。また手帳の交付を受けていない自立支援医療受給中の者は2-(2)a による手続きを取ること。
- 3 本則「11. 参加申込」(5) における団体競技の出場チームについて
 - (1) ブロック予選会
 - ①ブロック予選会は、JPSA がブロック予選会実施団体(日本車いすバスケットボール連盟、日本視覚障害者団体連合全日本グランドソフトボール連盟、全日本ろうあ連盟スポーツ委員会、全日本知的障がい者スポーツ協会及び日本精神保健福祉連盟精神障害者スポーツ推進委員会)と協議の上実施する。

②ブロック予選会は、次のブロック別で行う。

■ブロック別都道府県・指定都市名

(令和6年4月1日現在)

ブロック	都道府県・指定都市名
北海道・東北	北海道、札幌市、青森県、岩手県、宮城県、仙台市、秋田県、
	山形県、福島県
関東	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、さいたま市、千葉県、千葉市、
	東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、山梨県
北信越・東海	新潟県、新潟市、富山県、石川県、福井県、長野県、静岡県、
	静岡市、浜松市、愛知県、名古屋市、岐阜県、三重県
近畿	滋賀県、京都府、京都市、大阪府、大阪市、堺市、兵庫県、
	神戸市、奈良県、和歌山県
中国・四国	鳥取県、島根県、岡山県、岡山市、広島県、広島市、山口県、
	香川県、徳島県、愛媛県、高知県
九州	福岡県、福岡市、北九州市、佐賀県、長崎県、熊本県、熊本市、
	大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

- ③開催地都道府県・指定都市のチームは、ブロック予選会に出場しなくてもよい。
- ④ブロック予選会の実施が困難な競技については、JPSA が選考したチームとしてもよい。
- ⑤選手の参加資格についての要件は、ブロック予選会から適用する。
- ⑥ブロック予選会参加におけるチームの編成は、都道府県・指定都市それぞれにおける 選手の発掘、及び競技普及の観点から、原則として、都道府県・指定都市それぞれの 選手で行う。

ただし、指定都市及びその指定都市のある道府県において、単独で代表チームの編成が出来ない場合に限り、道府県と指定都市の合同チームとしての出場を認める。ただし、その場合はブロック予選会から合同チームとして出場しなければならない。なお、それに伴う手続きは双方で十分協議すること。

(2) 出場チーム

- ①ブロック予選会で本大会の出場権が得られなかったチームの選手が、出場権を得た チームの選手として本大会に参加することはできない。
- ②開催地が指定都市を含む場合で、参加チーム数の増加によって競技運営上支障があるときは、該当競技における開催地からの出場チームについては、JPSA 及び開催地道府県・指定都市で協議のうえ、開催地の全ての代表チームが出場しなくてもよいものとする。
- 4 本則「11.参加申込」における手続きについて

本大会の参加申込手続きは、次のとおりとする。なお、派遣者は選手の参加資格を含めた一連の申込内容について十分に把握することとする。

①申込書

主催者の定める様式とする。

②申込期限

原則として大会開催年の6月30日とする。

③申込先

開催地主催者とする。

- ④申込後の変更
- i 病気などでやむなく選手を変更する場合は、原則として、個人競技、団体競技でそれぞれの期限までに開催地主催者に申し出るものとする。その後の変更は認めない。

個人競技:7月20日 団体競技:9月30日

- ii やむを得ずiの期限を変更する場合は、開催地主催者と JPSA で協議して決定する。
- iii 参加を取り消す場合は、その都度、文書で開催地主催者に申し出ること。
- iv 派遣者が申込した選手の申込内容について、開催地主催者による審査で疑義が生じた場合は、開催地主催者は派遣者に照会することができ、確認の上、変更することができる。
- 5 その他(番号布)
 - (1) 競技規則により取り付ける番号布は、開催地主催者において用意し、布の色は次の通りとし、数字は黒色とする。
 - ①肢体不自由者 白
 - ②視覚障害者 薄緑
 - ③聴覚障害者 黄
 - ④知的障害者 桃
 - ⑤内部障害者 水色
 - ⑥精神障害者 薄茶
 - (2) 障害が重複している場合には、出場する障害部門の色の番号布を使用し、布の下端 5 cm を他の重複する障害部門の色を表示する。
- 6 その他(競技場への入場)

競技運営関係者以外は競技場内に入場することは許されない。ただし、介助や通訳(視覚と聴覚の障害が重複している競技者のための通訳)が必要である等で申込時に申請し主催者の許可を受けた者、または主催者が用意する入場を許可するビブス等を着用した者はこの限りではない。

ただし、アーチェリー競技における障害区分 1 の選手に認められているアシスタントと 得点の記録および矢の回収を行うエージェントに関しては競技会場への入場を認める。

- 7 その他(記録の公表)
 - (1) 公式の記録は、開催地主催者によって公表する。
 - (2) 大会記録は、第36回全国身体障害者スポーツ大会及び第9回全国知的障害者スポーツ大会終了時のものを引き継ぐものとする。
- 8 その他 (競技実施要項)

開催地主催者は、JPSAと協議の上、競技運営上必要がある場合は、競技実施要項等の諸 規定を定めることができる。